

あやの台一丁目自治会・自主防災会規約(案)

(名 称)

第1条 この会は、あやの台一丁目自治会・自主防災会（以下「本会」という。）称する。

(組 織)

第2条 本会は、あやの台一丁目自治会の防災組織とする。

(活動拠点)

第3条 本会の活動拠点は、あやの台一丁目集会所に置く。

(目 的)

第4条 本会は、自治会規約第1条（3）により住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・風水害その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止、および軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）防災活動に関する知識の普及・啓発に関すること。
- （2）地震等に対する被害防止に資するため居住地域の現状と危険箇所の把握に関すること。
- （3）地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護、給食・給水等の応急対策に関すること。
- （4）防災訓練の実施に関すること。
- （5）防災（犯）資機（器）材等の備蓄・整備及びその管理に関すること。
- （6）他組織団体との連携に関すること。
- （7）その他、本会の目的を達成するための必要なこと。

(会 員)

第6条 本会は、あやの台一丁目自治会に加入する住民をもって構成する。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- （1） 自主防災会長（以下「会長」という。） 1 名（自治会長）
- （2） 自主防災副会長（以下「副会長」という。） 1 名（自治会副会長）

(3) 防災指導委員（以下「防災委員」という。） 若干名（経験者の協力）

(4) 防災班長 10 名（自治会班長）

(5) 事務局長 1 名（自治会書記）

(6) 会 計 1 名（自治会会計）

(7) 監 事 1 名（自治会監査）

2 役員は、自治会役員をもって充てる。ただし、防災委員は経験者の中から役員会で推薦し、本人の了解を得て充てる。

3 防災委員の任期は、現役員の任期期間とする。但し再任は妨げない。

（役員の任務）

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮統制を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は、欠けたときはその職務を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 防災班長は、防災各班の長として班の運営にあたり班活動の直接の指示を行う。

5 事務局長は、会議事務の記録等にあたる。必要に応じ、会員に広報等の処置を行う。

6 会 計は、本会の出納を掌理する。

7 監 事は、本会の会計を監査する。

8 緊急事態発生時に自主防災会が機能しないときは、自治会々員が相協力して対処する。

（相談役の委嘱・任期間）

第9条 本会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、役員会に諮って会長が委嘱し、本会目的達成に必要な事項について会長の諮問に応じる。

- 3 任期間は、現会長の任期期間とする。

(会 議)

第10条 本会の会議は総会及び役員会とし会長が召集する。

- 2 総会は自治会規約に則り開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

- 3 役員会の防災会議メンバーは、会長、副会長、防災委員、防災班長、事務局長、会計、監事で構成する。

- 4 会議の議長は会長又は会長が指名した者が務める。

- 5 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業活動計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

- 6 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (3) 災害危険箇所の把握に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護、給食・給水、に関すること。
- (5) 要援護者対応策に関すること。

- (6) 防災訓練の実施に関する事。
- (7) 他ノ組織との連携に関する事。
- (8) 防災（犯）資機（器）材等の備蓄及び整備・管理に関する事。
- (9) その他必要な事項

（経 費）

第12条 本会の運営に要する経費は、自治会費その他の収入をもってあてる。

（その他）

第13条 この規約に定めてない事項は自治会規約に則る。その他役員会で定める。

付 則 この規約は、平成23年〇月〇〇日から実施する。

あやの台一丁目自主防災会・防災計画(案)

1 目 的

この計画は、あやの台一丁目自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震・風水害その他の災害（以下「地震等」という。）による人的、物的被害の軽減を図ることを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおり

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担について
- (2) 防災知識の普及啓発について
- (3) 災害危険箇所の把握について
- (4) 防災訓練の実施について
- (5) 情報の収集・伝達について
- (6) 住民の避難について
- (7) 出火防止、初期消火について
- (8) 救出・救護について
- (9) 給食・給水について
- (10) 要援護者対応について
- (11) 他関係組織との連携について
- (12) 防災（犯）資機（器）材の備蓄・整備及び管理について

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また平常時の活動をより円滑に行うため別紙のとおり防災組織を編成する。

別紙1「あやの台一丁目自主防災会組織図」

別紙2「あやの台一丁目自主防災会本部各班任務」

4 防災知識の普及・啓発

住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ア 防災組織及び防災計画について
- イ 過去の災害等の教訓及び「地震等」について
- ウ 各家庭における日頃の防災上の備えと心構えについて
- エ 自治体防災行事、関係組織との各種交流連携時

オ その他、自治会行事等での普及・啓発活動に有効と思われるとき

(2) 普及・啓発の方法

- ア 広報誌、防災マップ、防災情報ニュース、パンフレット等の配布・掲示
- イ 防災講座、研修会、懇談会、防災グッズ・パネル等の開催
- ウ 自治会、子ども会、和みの会、事業所との交流行事
- エ 防災訓練、火災予防・防犯運動、防災（犯）資機（器）材倉庫の保守点検、自治会行事等

(3) 実施時期

防災の日、防災とボランティアの日、行政が計画した防災訓練日
火災予防運動期間中、自治会行事等付随する形式で実施する。

5 災害危険箇所の把握

災害を未然に防ぐため、次によりあやの台一丁目地域の現況を把握する。

(1) 把握事項

- ア 危険地域、災害履歴
- イ 防災施設、消防設備、防犯設備

(2) 把握の方法

- ア 橋本市地域防災計画
- イ 県・市の防災関係部署からの説明及び研修会の開催
- ウ その他防災関係資料

6 防災訓練

本会は、「地震等」による大規模被害が発生した場合、あやの台住民が力を合わせ（互助）防災機関の救援（公助）が来るまで、被害（人的・物的財産）を最小限に止めること（減災）が第1である。

その為、各種災害等を想定にした防災訓練の実施が最も重要である。

(1) 訓練の種別

個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練

(2) 個別訓練の種類

- ア 情報収集・伝達訓練（本部運営訓練）
- イ 消火訓練

- ウ 避難・誘導訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 要援護者・要支援者訓練（安否確認訓練）
- カ 給食・給水訓練
- キ 避難所運営訓練

（３） 総合訓練

総合訓練は、２以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

（４） 体験イベント型訓練

防災を意識せず災害対応能力を高めるために行うものとする。

（５） 図上訓練等

屋内等において橋本市やあやの台の地図を活用して災害イメージをシュミレーションし問題点を把握、検討対策処置を演練する。

避難所運営訓練などにも活用でき住民の意識が高まる有効な一手法である。

（６） 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

別紙３ 「〇〇〇〇訓練実施計画」 別途作成

（７） 実施時期

防災の日、防災とボランティアの日、行政が計画した防災訓練日
火災予防運動期間中、自治会行事等付随する形式で実施する。

７ 情報の収集・伝達

被害状況等を正確且つ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

（１） 情報の収集・伝達

あやの台の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに必要な情報を住民に伝達、また速やかに防災関係機関等に伝達する。

（２） 情報の収集・伝達方法

情報の収集・伝達は、市防災行政無線、電話、テレビ、ラジオ、携帯無線機、

伝令、メガホン、警笛、鐘等による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時あやの台地区で最も大きな被害が予想される要因は延焼火災が考えられるので、出火防止の徹底を図るため毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の点検整備及びその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等の消火資機（器）材の整備状況
- エ その他建築物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

あやの台地域に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機（器）材を配備する。

- ア 可搬式（小型）動力ポンプ・ホース・ノズル
- イ 消火器、水バケツ、消火砂の配備

9 避難・誘導

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は、生じる恐れがあるときは、次により避難する。

(1) 避難の指示

市長の避難指示が発令されたとき、又は会長並びに住民自らが必要であると認めたときは、速やかに避難行動の対応をとる。

(2) 避難誘導

計画に基づき、住民を一時避難場所（中央公園）・避難所（指定小学校）に誘導する。

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

「地震等」の被害により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の住民は、積極的に協力する。

(2) 防災関係機関への出動要請

会長は、救出・救護が必要と認めたときは、防災関係機関に出動を要請する。

(3) 負傷者が発生した場合

開設された応急救護所等に搬送する。状況により医療機関に連絡する。

11 災害時要援護者対策

(1) 要援護者台帳・マップの整備

災害時に避難状況を把握するため、要援護者台帳・マップ等を整備し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、母子推進委員、訪問介護員、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新をする。

(2) 避難誘導、救出・救護方法の検討

円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

12 給食・給水等

避難地等における給食・給水は、各自持参した非常食を持って初度対応するが行政からの支援を受けられる場合は、次により行う。

(1) 給食の実施

市等から配分された食料、地域内の販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

市等から配分された飲料水等の給水活動を行う。

(3) その他の救援物資の受領と分配

生活必需品等の救援物資を受領し配分する。

13 防災資器材等

備蓄資器材は、計画的に購入を計り、良好な状態に維持するため整備・管理を行う。

(1) 防災資機（器）材倉庫の設置位置

あやの台一丁目集会所地域内

別紙4「防災資機（器）材一覧リスト」別途計画中

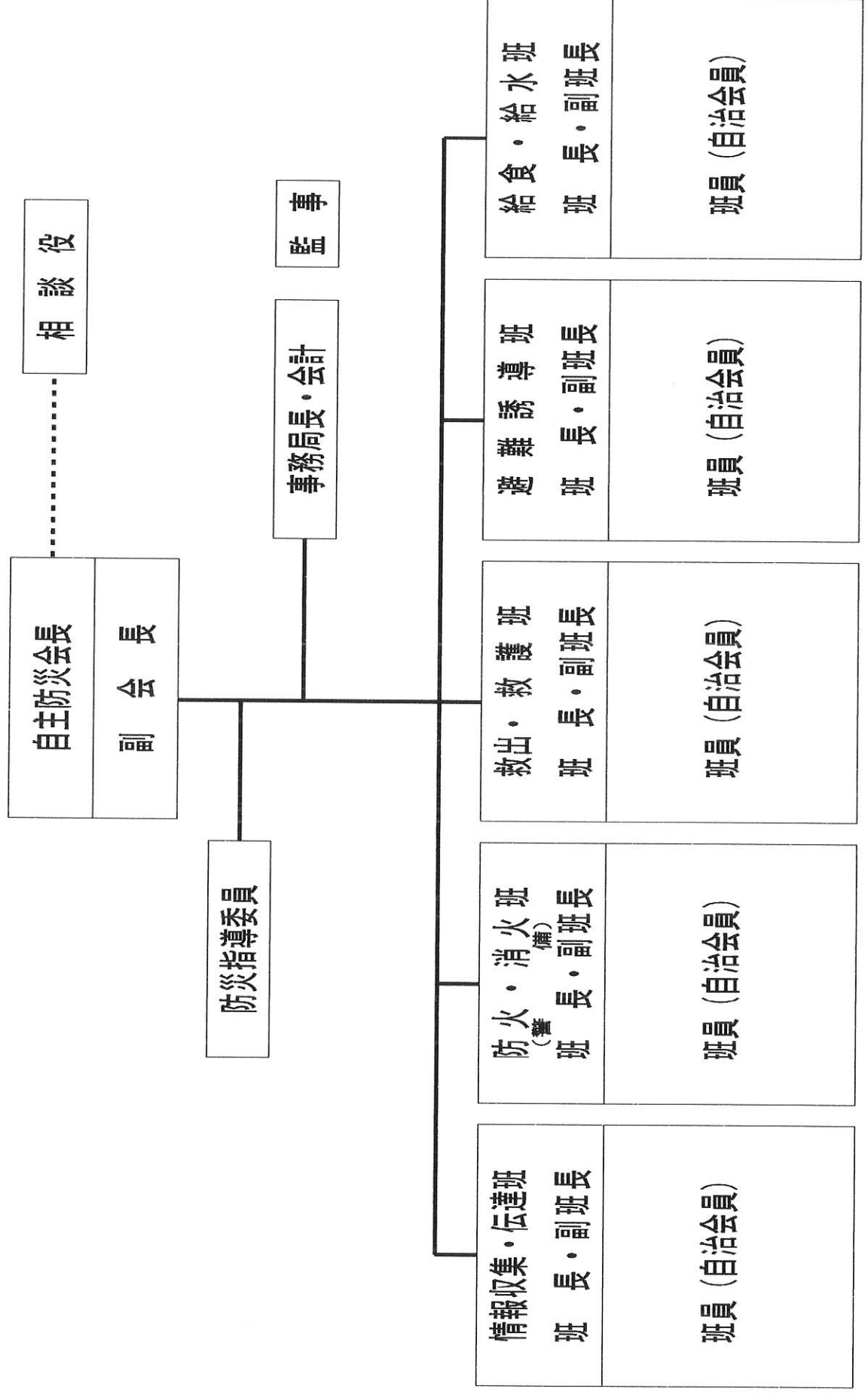
(2) 定期点検

点検日については、別途役員会にて定める。

14 他組織団体との連携

日頃より防災関係機関等が実施する防災訓練・研修等に参加し、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等とのコミュニケーションを図ることは、災害時の協力活動に大きく影響を及ぼすことに鑑み、積極的に連携を図るものとする。

あやの台一丁目自主防災会組織図



あやの台一丁目自主防災会本部各班任務

	平常時の備え	災害発生時の対応	訓練活動項目
本部	●組織の編成及び任務分担の見直し ●年間活動計画の作成 ●備蓄資機（器）材の計画的購入と管理 ●総会、役員会の開催 ●防災会連絡網の整備 ●防災関係機関、学校等との連携確保 ●各種ボランティアグループとの連携確保 ●防災訓練の計画立案 ●その他会長等認める事項	●あやの台災害対策本部の開設 ●市災害対策本部との連絡網の構築 ●防災関係機関との情報収集網の確保 ●被害状況の把握、迅速な報告と要請 ●学校等の連携	●災害対策本部開設運営訓練 ・被害状況把握訓練 ・指揮、通信連絡活動訓練 ・住民避難指示勧告訓練 ●避難場所における指示訓練
情報収集伝達班	●防災広報活動 ●防災知識の普及・啓発 ・地震・風水害についての知識の向上 ・訓練、講習会等の開催の案内 ●被害状況の把握方法の勉強会	●情報の一元化を図る（デマ・誤報防止） ●初動活動への協力呼び掛け ●被害状況の把握と集約 ●避難指示など重要な情報の住民への周知	●情報収集訓練 ●情報伝達訓練
防火消火班	●消火用具、消火設備、資機材の保守点検 ●消火訓練の計画立案（消防本部・署、団との調整）	●出火防止及び初期消火 ●防災関係機関への協力（消防等到着後指示に従い協力） ●あやの台防犯警備	●初期消火訓練 ・消火器等 ・バケツリレー、消火砂 ●延焼防止訓練 ・小型動力ポンプ等
救出救護班	●要援護者の支援方法の勉強会（高齢者・乳幼児・障がい者・病人等） ●負傷者の救出、搬送方法の勉強会 ●簡易救助資機材等の整備	●負傷者の救出、応急処置、医療機関等への搬送 ●負傷者発生状況の把握 ●災害時要援護者の安全確保 ●簡易救助資機材等の活用	●簡易救助資機材活用訓練 ●ロープ結索訓練 ●応急担架搬送訓練 ●応急手当訓練 ●自動心肺蘇生（AED）訓練
避難誘導班	●地域内の危険箇所の調査と安全対策 ●家具転倒防止対策の推進と勉強会 ●避難ルート避難場所への誘導勉強会 ●避難場所の運営 ●災害時の要援護者の誘導方法勉強会（救出救護班との連携が必要） ●マイトイレの作成	●避難ルートの安全確認及び避難路の確定 ●避難開始決定のための情報収集と提供 ●避難途上の安全確保（危険の排除） ●避難者の人員把握、班長、会長への報告 ●避難場所の運営及び秩序・衛生の維持 ●市、あやの台防災本部との連携	●避難路の選定訓練 ●防災ハザードマップの作成 ●図上訓練（DIG） ●避難誘導訓練 ●要援護者への介添え訓練 ●マイトイレの作成
給食給水班	●地域で行う給食給水、救援物資等の配布 ●食料・飲料水などの備えの呼び掛け ●必要資機材の確保及び保守点検	●避難場所での炊き出し、救援物資の配布 ●要援護者への避難所でのケア	●炊き出し訓練 ●給水訓練 ●生活必需品の配布訓練

自主防災訓練実施計画（複合訓練）

- 1 訓練内容
 自助・互助・共助の協働訓練
- 2 目 的
 住民の自助・互助・共助を促進し、公助の支援が来るまでの応急活動の一場面を行う。
- 3 実施訓練
 - （1） 情報収集訓練
 - （2） 救助・搬送訓練
 - （3） 炊き出し訓練
- 4 訓練のための準備
 - （1） 本会本部の指定
 - （2） 情報収集整理統括する地図等の準備
 - （3） 救助・搬送のために必要な資器材の準備
 - （4） 炊き出しのために必要な資器材の準備
 - （5） 必要な資器材を収納する倉庫の指定
 - （6） 本訓練の評価の依頼
- 5 訓練実施要領
 付 紙 「訓練実施要領」

自主防災訓練実施計画（全般）

1 目 的

大規模災害発生初動時に住民が力を合わせ真に役に立つ応急活動が効果的に行えるよう予め防災計画で定めた事項について各種訓練を実施する。

2 到達目標

- (1) 住民が、本会の編成及び任務分担について知っている。
- (2) 住民が、町内の地域特性・災害特性を知っている。
- (3) 住民が、町内の危険箇所について知っている。（ハザードマップ）
- (4) 住民が、町内の防災・消火設備、防災倉庫場所を知っている。
- (5) 住民が、町内の被災情報を、本部に集約することができる。
- (6) 住民が、一時避難場所に避難することができる。
- (7) 住民が、避難所までの複数経路を知っている。
- (8) 住民が、町内の被災者を救助し、避難所（救護所）まで搬送できる。
- (9) 住民が、町内の災害時の要援護者を把握している。
- (10) 住民が、町内の被災者に2～3日間の炊き出しができる。

3 実施訓練

- (1) 本部開設運営訓練
- (2) 被害状況（情報）収集訓練
- (3) 指揮・通信伝達訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) 初期消火・延焼防止訓練
- (6) 救出救護搬送訓練
- (7) 要援護者介添え訓練
- (8) 炊き出し訓練
- (9) 避難所互助訓練
- (10) 各種図上訓練（DIG、HUG、ロールプレーニング）
- (11) 複合訓練

訓練実施要領

1 事前に準備すること(茶封筒・状況付与用紙・マジック・鉛筆・バイNDER)

(1) 家族の被災状況の封書

町内の訓練参加各戸（家庭）に、家族の被災状況を記した文書の入った封書を訓練の前日に配布しておく。

家族の被災状況は、次のような多様な状況にする。

状況付与内容

- ① 家族全員が声も出せず身体は動かさない状況（消防・警察・自衛隊の救助が必要な状況）
- ② 家族全員が声は出せるけれど身体は動かさない状況（隣人等の救助が必要な状況）
- ③ 家族の誰かが負傷して動けない状況（家族で避難所（救護所）まで搬送が可能な状況）
- ④ 家族全員が無事な状況（向こう三軒両隣等の安否確認・救助支援可能な状況）

(2) 建物の被災状況の封書

町内の訓練参加各戸（家庭）に、建物の被災状況を記した文書の入った封書を訓練の前日に配布し、前夜に玄関に貼っておく。

建物の被災状況は、家族の被災状況に応じて次のような多様な状況にする。

状況付与内容

- ① 家屋が倒壊している状況
- ② 部分的に倒壊している状況
- ③ 外見上被害を受けてない状況

2 訓練実施

(1) 家族の被災状況の封書

訓練の開始（発災）時間に各戸（家庭）で開封して内容を確認する。

内容に応じた自助・互助・共助の協働を実施する。

- ① の場合：④の場合に準じて訓練する。
- ② の場合：玄関の前でしゃがんで助けを呼ぶ。
- ③ の場合：家族で避難所（救護所）まで担架で搬送する。
- ④ の場合：向こう三軒両隣等の安否確認・建物確認や②の家族を避難所（救護所）まで担架で搬送する。

(2) 建物の被災状況の封書

家族の被害状況が③、④の住民が自宅・隣家等の玄関の封書を開封して確認する。知り得た家族及び建物の状況を、本会本部に報告する。

(3) 本会本部

住民の自助・互助・共助を促進し、消防・警察・自衛隊等の公助を受け入れる態勢を準備する。

- ① 一軒ごと識別できる住宅地図を準備し、逐次判明する災害状況を記入する。
- ② 独居老人宅は、優先して安否確認する。
- ③ 各戸の家族状況は、安否状況に応じて色分けする。
- ④ 建物の状況は、被災状況に応じて色分けする。
- ⑤ 消防・警察・自衛隊等の救助を必要とする箇所を明示する。

(4) 避難所（救護所）

- ① 担架搬送の負傷者を受け入れる。
- ② 炊き出しを実施する。

3 評価

次の項目を評価して、事後の訓練の資とする。

- ① 各戸家族の安否状況の解明度
- ② 建物の被災状況の解明度
- ③ 負傷住民の搬送度
- ④ 消防・警察・自衛隊等の救助を必要とする箇所の解明度
- ⑤ 炊き出しの実行度

あやの台自主防災会必要資機材リスト一覧表

[illegible]

あやの台一丁目自主防災会役員名簿（案）

平成23年 月 日

役 職	氏 名	住 所	連 絡 先	備 考
防 災 会 長		あやの台1-	—	自治会長
副 会 長		あやの台1-	—	自治副会長
防 災 指 導 委 員		あやの台1-	—	有識者
防 災 指 導 委 員		あやの台1-	—	有識者
防 災 指 導 委 員		あやの台1-	—	有識者
防 災 指 導 委 員		あやの台1-	—	有識者
防 災 指 導 委 員		あやの台1-	—	有識者
事 務 局 長		あやの台1-	—	自治会書記
会 計		あやの台1-	—	自治会会計
監 事		あやの台1-	—	自治会監事
情報収集伝達班長		あやの台1-	—	自治会班長
防 火 消 火 班 長		あやの台1-	—	自治会班長
救 出 救 護 班 長		あやの台1-	—	自治会班長
避 難 誘 導 班 長		あやの台1-	—	自治会班長
給 食 給 水 班 長		あやの台1-	—	自治会班長
情報収集伝達副班長		あやの台1-	—	自治会班長
防 火 消 火 副 班 長		あやの台1-	—	自治会班長
救 出 救 護 副 班 長		あやの台1-	—	自治会班長
避 難 誘 導 副 班 長		あやの台1-	—	自治会班長
給 食 給 水 副 班 長		あやの台1-	—	自治会班長

平成 24 年 12 月

ご入居者各位

あやの台 1 丁目自主防災会

自主防災勉強会開催のお知らせ

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、昨年度よりあやの台 1 丁目自主防災会を立ち上げ、自主防災組織の編成並びに防災倉庫の設置、機材・備品類の備蓄を進めているところです。

この度、住民の皆様にも自主防災会の活動と役割について理解を深めて頂くため下記の通り、自主防災に関する勉強会を開催することになりました。

“彩の台のまちは自分たちで守る！”という意識を持って頂く良い機会ですので、多数のご参加をお待ちしております。

記

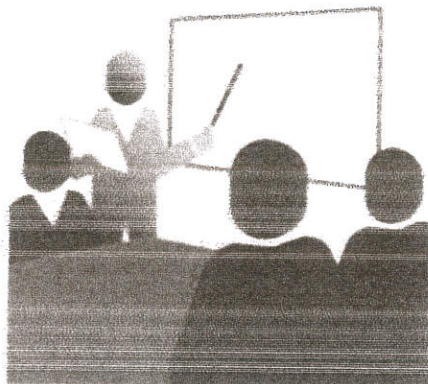
日 時：平成 25 年 1 月 13 日（土） 10 時 00 分～11 時 30 分

場 所：あやの台 1 丁目集会所

内 容：「自主防災のしおり」～安心して暮らせる彩の台まちづくり～
（講師）あやの台 1 丁目自主防災会 相談役 梅木直幸

※皆様にお渡ししている「自主防災会規約と防災計画」をご持参ください。

以 上



平成 24 年 12 月

ご入居者各位

あやの台 1 丁目自主防災会

自主防災勉強会開催のお知らせ

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、昨年度よりあやの台 1 丁目自主防災会を立ち上げ、自主防災組織の編成並びに防災倉庫の設置、機材・備品類の備蓄を進めているところです。

この度、住民の皆様にも自主防災会の活動と役割について理解を深めて頂くため下記の通り、自主防災に関する勉強会を開催することになりました。

“彩の台のまちは自分たちで守る！”という意識を持って頂く良い機会ですので、多数のご参加をお待ちしております。

記

日 時：平成 25 年 1 月 13 日（土） 10 時 00 分～11 時 30 分

場 所：あやの台 1 丁目集会所

内 容：「自主防災のしおり」～安心して暮らせる彩の台まちづくり～
（講師）あやの台 1 丁目自主防災会 相談役 梅木直幸

※皆様にお渡ししている「自主防災会規約と防災計画」をご持参ください。

以 上

